
今月のテーマ 結婚・子育て資金の贈与税非課税措置の創設

平成 27 年度税制改正において、親世代からの財産移転を促すことを目的とした贈与税の非課税措置が創設されます。こちらは平成 25 年度に創設された教育資金の一括贈与にかかる非課税制度と類似した制度となっております。今回はこの「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」についてご紹介いたします。

なお、執筆時現在においては、平成 27 年度の税制改正法案はまだ成立しておりませんので、その旨ご了承ください。

1. 制度の概要

平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、20 歳以上 50 歳未満である個人(以下、受贈者といいます。)の結婚・子育て資金の支払に充てるためにその受贈者の直系尊属(以下、贈与者といいます。)が金銭その他の財産を拠出し、金融機関に信託をした場合には、その受贈者1人につき 1,000 万円までは贈与税が非課税となります。

(1) 結婚・子育て資金

次に掲げる費用に充てるための金銭その他の財産をいいます。(具体的な費目は日本経済新聞より転載)

- ・結婚式や披露宴の費用(結婚関連の費用は 300 万円までが限度とされます。)
- ・新居の住居費や引っ越し代
- ・不妊治療費や出産費用
- ・子供の医療費
- ・ベビーシッター代などを含む保育料

(2) 非課税措置を受ける手続き

まず贈与者は金融機関と結婚・子育て資金管理契約を結びます。そして、贈与を受けた受贈者は非課税の特例を受ける旨を記載した非課税申告書を、金融機関を経由して納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

(3) 払出しの確認

受贈者は、払い出した金銭その他の財産を結婚・子育て費用の支払いに充てたことを証する書類(領収書など)を金融機関に提出しなければなりません。

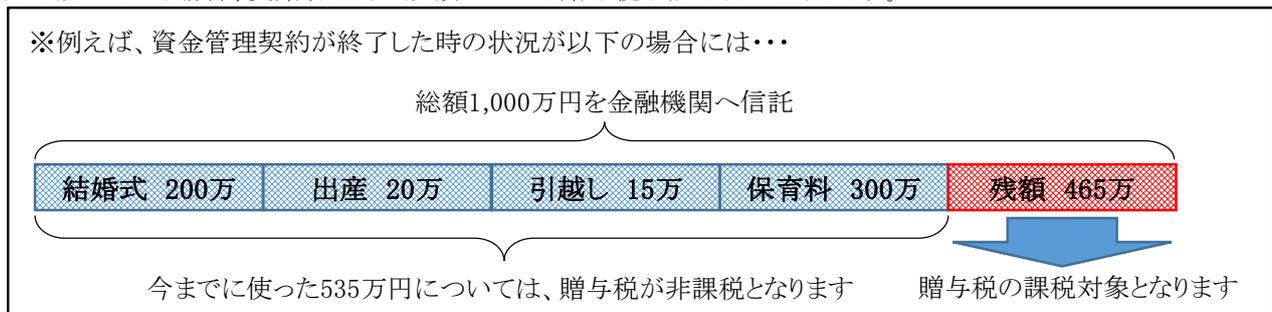
(4) 資金管理契約の終了

次のいずれかに該当することとなった場合、結婚・子育て資金管理契約は終了します。

- ・受贈者が 50 歳に達した場合
- ・受贈者が死亡した場合
- ・信託した財産等の時価がゼロとなった場合において契約終了の合意があったとき

2. 注意点

資金管理契約が終了した時に、受贈者に贈与税が課税される場合があります。契約終了時において、使い切れなかった贈与財産が残っている場合、受贈者はその残額について贈与税を納めることとなります。



また、信託等があった日から結婚・子育て資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡し、その際に使い切れなかった金額がある場合は、受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされ相続税の課税対象となります。

結論として特例の適用を受けた金額は全額使い切らないと相続税又は贈与税の課税が行われることとなりますので、いくら贈与するか慎重に検討する必要があります。